

青森県原子力安全対策検証委員会報告を受けた県の確認・要請に対する対応について

1. 要請事項への対応

(1) 県内事業者間による連携強化（県内原子力事業者への確認・要請項目 1. 共通事項）

青森県内 5 事業者の連携を強化し、平常時から安全や設備の情報交換を行うことにより、各事業者が有する設備の安全性の更なる向上、技術力向上に努めるとともに、原子力災害時の支援体制の構築、支援訓練の活動を通じて原子力災害対応能力向上を図ることなどを内容とした協定書を締結し、相互に協力して対応していく。（平成 23 年中）

現在、検討している内容は以下のとおり。

- ・平常時からの協力として、安全情報の共有、設備情報の共有、資機材情報の共有など
- ・訓練時の協力として、支援訓練の実施、訓練の相互確認など
- ・災害時の協力として、資機材の貸与、要員の派遣など

(2) 訓練の充実・強化について（県内原子力事業者への確認・要請項目 5. 再処理施設以外の核燃料サイクル施設）

- キャスク受入前までに、設計基準事象及びそれを超えるシナリオを作成し、訓練の実施や手順書の整備を確実に実施します。
- 継続的にリスク管理・危機管理能力を高めるよう、多様な訓練と P D C A サイクルを展開します。
- 訓練や P D C A サイクルの展開に際しては、緊急時の人間の心理や行動について、人間工学的な知見を導入します。

< 具体的内容 >

- 緊急時における電源車等の配備、火災発生時の消火作業等の訓練の実施及び手順書の整備
- 懸念事項(地域特有の天候、早朝・深夜、物資・人員不足)を想定したシナリオに基づく訓練
- 立地自治体との共同訓練
- 図上演習による訓練（外部専門家の指導を受ける）
- 公開下での訓練

(3) 自主的な取り組み

事業開始に向け、引き続き、品質保証体制を確立するとともに、情報公開の徹底に努めます。また、地震・津波等の新知見への的確な対応に努める等、リサイクル燃料備蓄センターの更なる安全性向上を図るものとします。

2. 現場の状況について

現在、「東北地方太平洋沖地震」の状況を踏まえ、貯蔵建屋工事を休止しております。

< 品質確保を目的とした保全対策状況 >

対策前



対策後



今後、「青森県原子力安全対策検証委員会」の検証結果を踏まえ、青森県より要請頂いた事項につきましては、当社として、的確に対応してまいります。

以上